「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法　　務　　省

令和８年３月２４日

令和７年１１月１７日（月）から同年１２月１６日（火）までの間、「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令案」についての意見の募集を実施したところ、省令案に関するものとして８件の御意見を頂きました。「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令」が令和８年３月２４日に公布されたことから、頂きました御意見及びこれに対する法務省の考え方を下記のとおり公表いたします。

記

御意見１

公示送達をインターネット上で閲覧できる仕組みにする場合、悪意のあるサイバー攻撃（DDoS など）によってサーバーが停止し、公示内容が閲覧できない状態になる可能性があります。公示送達は行政手続の重要な一部であるため、サーバーの冗長化（バックアップ構成）や攻撃への防御体制を明確に示す必要があると考えます。

御意見２

公示事項が電子的に管理される以上、不正アクセスや内部不正によるデータ改ざんの可能性はゼロではありません。公示内容が改ざんされた場合、手続に重大な混乱を生じさせる恐れがありますので、暗号化・電子署名など、公示データの真正性を確保する技術的対策を明記すべきです。

御意見３

安全な運用のためには、監視体制・責任の所在・緊急時の対応手順を具体的に定める必要があります。省令だけでなく、運用面でも詳細な基準を公表していただきたいです。

御意見４

電子システムには必ず障害の可能性があります。公示送達が一時的に閲覧不能になった場合の「アナログのバックアップ手段」を必ず併存させることを明確にお願いしたいです。

（御意見１から４までに対する考え方）

公示送達の運用に関する御意見として承ります。

御意見５

高齢者や障害のある方、インターネット環境を持たない方は、公示内容をオンラインで確認することが困難です。紙の掲示、窓口対応など、従来の方式を維持し、併用する方針を明確にすべきだと考えます。

（御意見５に対する考え方）

デジタル規制改革推進法により改正された刑事収容施設法第１６１条第２項及び第１６２条第３項は、デジタル規制改革推進法により改正さ

れた行政不服審査法第５１条第３項を読み替えて準用しており、「公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該審査庁の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う」こととなるため、今般の改正により法務省令で定める方法とともに、当該審査庁の事務所の掲示場への掲示又は当該事務所に設置した電子計算機の映像面への表示という方法により行うことになります。

御意見６

刑事施設という特殊な環境において、被収容者の権利保護と制度の信頼性をどのように両立させるかは、極めて繊細な課題です。特に「公示送達」がインターネット上で行われる場合、本人がその情報に実際にアクセスできるかどうか、またその内容を正確に理解できる環境が整っているかどうかが問われます。被収容者本人がスマートフォンやパソコンを自由に使用できない状況にあることを踏まえると、単に「閲覧可能な状態に置かれた」という形式的な用件だけで手続きが進行することは、本人の不利益につながるおそれがあります。そのため、施設内での補完的な通知手段（掲示、職員からの伝達、弁護士等による説明など）を制度として明確に位置づけることが必要です。

（御意見６に対する考え方）

公示送達は、刑事収容施設法第１６１条第２項及び第１６２条第３項において準用する行政不服審査法第５１条同条第２項の規定に基づき、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合に実施されるものであるところ、刑事施設に収容されている者に対しては、その所在が明らかであるため、原則どおり、裁決書謄本の送付によって送達を実施しており、この点に変更はありません。

御意見７

公示送達において公開される情報の範囲についても、慎重な検討が求められます。抑止力や制度の透明性の観点から、氏名や書類番号、日付、手続の種類、管轄機関名など、必要最小限の情報を公開することには一定の合理性があると考えます。とりわけ、通名ではなく本名での記載が原則であるべきです。通名の使用が本人の無自覚なアイデンティティの希薄化につながる可能性があること、また制度の信頼性を保つためにも、正確な氏名の記載が求められます。 一方で、罪名や処遇状況、担当者名など、個人の尊厳や社会復帰に影響を及ぼす可能性のある情報については、原則として非公開とし、必要に応じて限定的に扱うべきです。軽微な違反や冤罪の可能性がある事案において、過度な情報公開が本人やその家族、関係者に不必要な不利益を与えることのないよう、情報の範囲や文脈に配慮した運用が求められます。

（御意見７に対する考え方）

公示送達の運用に関する御意見として承ります。

御意見８

制度のデジタル化は、単なる技術的な変化ではなく、「人の手続き」に関わるものです。だからこそ、制度の設計と運用には、技術的な正確さだけでなく、当事者の立場に立った丁寧なまなざしが必要です。刑事施設における手続きの透明性と公正性を高めると同時に、被収容者の権利と尊厳を守る制度であることを、心から願っております。

（御意見８に対する考え方）

公示送達の運用に関する御意見として承ります。